

事務連絡
令和3年6月15日

各位

国土交通省自動車局

職場における積極的な検査等の実施について

第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「政府は、クラスターの
大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場においても、健康観察アプリも活
用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促
し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつ
つ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされました。

これに合わせ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室より、別添のとおり連
絡があり、職場における抗原検査簡易キット等を活用した積極的な検査等を実施す
る際の実施手順が取りまとめられました。

つきましては、貴会におかれては、この実施手順を参考にしつつ、積極的な取組
がなされるよう、傘下会員に対し、周知を行っていただくようお願いいたします。

(別添) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 } 事務連絡
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 }
「職場における積極的な検査等の実施について」